

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)令和2年度第4四半期

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	西南環境事業センターほか3か所衣類乾燥機修繕	産業用機器	日精オーバル(株)	1,281,610円	令和3年2月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

1 案件名称

西南環境事業センターほか3か所衣類乾燥機修繕

2 契約の相手方

日精オーバル（株）

3 随意契約理由

今回の修繕は西南環境事業センター及び東部環境事業センター及び中部環境事業センター及び西北環境事業センターにおける衣類乾燥機の構成機器である主要部品が故障し、このままでは当該施設における衣類乾燥機が運転できないことから修繕を行うものである。

当該施設に設置されている衣類乾燥機は日精オーバル（株）が独自の技術により製造したものであり、本修繕については、当該衣類乾燥機が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該衣類乾燥機を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の性能、作動状態、耐寿命に対しても一貫して責任を持たせることができるのは、製造者である日精オーバル（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3375）